



第11回企画展
『言葉で楽しむ くるしま童話展』
開催中



『チャンスはハゲおやじ』
～久留島武彦の心を育てる名言集～
絶賛発売中！！

「継続は力なり」「子どもの手は牛の鼻」など数々の数珠の名言を残し、岡本太郎らを育てた教育界の巨人・久留島武彦。彼の軌跡と残した言葉から、「心を育てる」教育の真髄に迫る。
※お問い合わせは、
久留島武彦記念館まで。

くるしま童話名作選 紹介⑨

『弾きがえる』
作 久留島武彦 絵 市居みか

～あらすじ～

音楽の大好きな三兄弟がバイオリンを弾いていると、音楽の大好きなカエルが池から出てきて、その音色を聴いたあと、兄弟それぞれに頼みました。「うちに来て、バイオリンを弾いてください」。さてさて、どうなることでしょうか。



ご自宅の太陽光発電設備にも固定資産税！

個人の住宅用太陽光発電設備も償却資産として固定資産税の対象になるため、事業所・自営業者以外でも申告が必要になることがあります。太陽光発電設備を設置した場合は、下の表を参考に設置状況の確認をお願いします。申告の対象となると、設置した年の翌年度から「償却資産申告書」を提出する必要がありますので、ご連絡ください。ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

【申告が必要となる方】

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置し、発電量の全量、または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となる。	発電するための事業用資産とはならないため、償却資産としては課税の対象外となる。
個人 (事業用)	個人であっても、事業を行う上で使用している資産は、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税の対象となる。	
法人	事業を行う上で使用する資産となるため、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税の対象となる。	

*事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

☎ 税務課 資産税班 ☎ (72) 1114